

犬山市公式ツイッター運用要領

(目的)

第1条 この要領は、市がTwitter（以下、「ツイッター」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター：インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター：犬山市が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名をいう。
- (4) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為、および投稿された記事をいう。
- (5) リプライ：他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート：他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は犬山市とし、アカウントの管理、ツイートの発信は企画広報課が行う。

2 公式ツイッターを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ツイッター管理者の選任は、企画広報課長が行うこととし、公式ツイッター管理者は、情報の作成、発信、更新にかかる事務を行う。

3 ユーザー名は inuyama_koho とする。

(情報発信)

第4条 情報の発信は、企画広報課長の指示のもと公式ツイッター管理者および企画広報課長が認める者が行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてツイッターのユーザー名を、市ホームページ上に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第6条 本運用要領で定められているアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法について、ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第7条 ツイッターで、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 広報誌その他市が発行する印刷物又は市のホームページに掲載した情報
- (2) 市メールサービスで配信したもの
- (3) 市から何らかの手段で市民等に情報を提供すべきもの
- (4) その他企画広報課長が適当と認めるもの

(掲載時間)

第8条 原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分の間に情報掲載を行う。ただし、上記時間帯以外においても情報発信する場合がある。

(意思決定)

第9条 情報の発信については、原則として企画広報課長の承認を必要とする。ただし、ツイッターの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に企画広報課長の判断を得ている場合には、公式ツイッター管理者または企画広報課長が認める者が情報の発信をできるものとする。

(リプライ、リツイート、およびフォローの制限)

第10条 リプライは原則行わない。ただし、特に企画広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、特に企画広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

3 フォローは原則行わない。ただし、特に企画広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(ホームページとのリンク)

第11条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として犬山市ホームページのみとする。ただし、特に企画広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第12条 その他、この要領の実施について必要な事項は、企画広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。